

環 対 第 2 1 3 号
平成 3 0 年 9 月 1 4 日

株式会社テクノシステム 代表取締役 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 白石鉢森山風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について
(通知)

平成30年7月3日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

— 担 当 —

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 渡邊

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 白石鉢森山風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、白石市において、最大で総出力 51,000 kW (定格出力 3,500 kW, 風力発電設備 15 基) の風力発電施設を設置する事業であり、本県における再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、事業実施想定区域には、優れた自然の風景地として保護されている蔵王高原県立自然公園や流域保全上重要な水源かん養保安林が存在し、多数の住居が近接している。また、周辺には白石城などの観光資源やクマタカなどの希少な動物の生息が確認されていることから、事業実施により主要な眺望景観や豊かな自然環境などに対する重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

事業実施想定区域は、「風力発電事業に係る県全域ゾーニングマップ(平成 30 年 5 月宮城県)」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき地域となっている。このことから、対象事業実施区域の選定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、水源かん養保安林の保全等について、関係機関と十分に協議・調整すること。加えて、工事を含む事業実施による環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画に反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業との累積的な影響が懸念される近隣の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や事業者相互の情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業実施想定区域の見直し等を検討すること。

(4) 地域の生活環境への配慮

事業実施想定区域周辺の地域住民、関係自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 騒音等による影響

騒音等については、風車からの距離や「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（平成29年5月環境省）」をもって一概に評価するのではなく、最新の知見に基づき、生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。その結果を踏まえ、風力発電設備等について、住居から離隔するなど、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、白石市水道水源保護条例に定める水道水源保護地域であり、水源かん養保安林や複数の河川源流部及び沢筋等が存在し、水道や農業用水の水源として利用されている地域である。

このことから、工事の実施による土砂や濁水の発生に伴う水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの影響に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川等から離隔するなど、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

イ 事業実施想定区域及びその周辺は、土砂災害防止法等に基づく指定区域に該当している。

このため、事業実施による改変が周辺の土砂災害発生を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業実施想定区域の見直しを行うこと。

ロ 国土交通省ハザードマップポータルサイトや地震ハザードステーションサイト等で、土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域（土石流）に指定された渓流の流域や地すべり地を把握し、事業実施による改変が周辺の土砂災害発生を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業実施想定区域の見直しを行うこと。

(4) 動物に対する影響

イ 動物の生息環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、特別天然記念物ニホンカモシカのほか、サル・イノシシ・クマ等の生息が確認されていることから、事業実施により尾根部が改変されることで、これらの種の生息環境への影響が懸念される。

このため、生息環境については、資料の収集や専門家等の意見を取り入れるなど、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、動物への影響を回避又は極力低減すること。

ロ 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されてい

るほか、渡り鳥の渡りルートが存在することから、事業実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

このことから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等の意見や「環境アセスメントデータベース（EADAS）」の鳥類センシティブティマップ等を用いて、渡りルート等を適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（５） 植物に対する影響

重要な植物群落が事業実施想定区域に隣接して存在しており、これらの植物群落は、近傍の土地を改変した場合には間接的な影響が生じる可能性があることから、その影響について、方法書以降の図書で調査、予測及び評価すること。

（６） 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、白石城天守閣や小原温泉等の主要な眺望点をはじめ、東北の名峰と称される蔵王連峰や国指定天然記念物である材木岩等の重要な景観資源が存在するなど、事業実施により景観への重大な影響が懸念される。

このため、以下のとおり風力発電設備等の配置等について検討すること。

なお、白石城天守閣からの景観については、眺望景観への影響を回避する方法を前提に検討すること。

イ 視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を考慮し、複合的視点により眺望点の重要性を検討すること。また、現地調査により重要な眺望点からの眺望の特性、利用状況などを把握した上で、フォトモンタージュや動画を作成し、客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減すること。

ロ 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望点となる施設等の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係市町等の意見を十分に踏まえること。

ハ 生活圏からの囲繞景観についても、その影響を適切に把握するよう調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（７） 廃棄物等の適正な処理等

事業実施により発生する廃棄物については、事業終了後の設備撤去工事に至るまでの発生量について予測し、その適正な処理方法について検討の上、方法書以降の図書に記載すること。

（８） 放射線の量による影響

事業実施想定区域内は地形的に周辺より線量の高い場所が想定されることから、放射線の調査を実施すること。